

令和8年1月5日  
石川県教育委員会

## 令和9年度石川県教員採用候補者選考試験（令和8年実施）の 日程及び変更点について

### 1. 日 程

令和9年度石川県教員採用候補者選考試験を下記の日程で実施

○筆記試験	令和8年7月18日（土）	※一部の教科で実技試験実施の場合あり
○実技試験	令和8年7月19日（日）	
○面接試験	令和8年8月 1日（土）又は 2日（日）	
※出願期間	令和8年5月 1日（金）から29日（金）	

### 2. 試験の変更点について

#### （1）特別支援学校教諭等の受験対象者の拡大

これまで、受験資格として、特別支援学校の教育職員普通免許状を有する者又は受験した年度内に取得を見込む者としていたが、採用後3年以内に特別支援学校の教育職員普通免許状取得を条件として認める。

#### （2）特別選考「教育職員普通免許状を有しない受験者を対象とした選考」の対象教科の拡大

これまで対象であった「中学校教諭等及び高等学校教諭等」の看護、技術及び福祉のほかに、以下の教科を追加する（特別免許状の授与を前提とする）。

##### 【追加1】博士号取得者に対する特別選考を実施

- ・対象となる受験区分：中学校教諭等及び高等学校教諭等
- ・対象となる教科：国語・社会・数学・理科・英語
- ・受験資格：志願する教科に関連する博士号を有する者

##### 【追加2】英語の専門性が高い者に対する特別免許状を活用した特別選考を実施

- ・対象となる受験区分：中学校教諭等及び高等学校教諭等
- ・受験資格：次の1～3をすべて満たす者
  1. 英語を公用語とする国の大半または大学院を卒業（修了）し、学士以上の学位を有する者
  2. 次の①②のいずれかを満たす者
    - ①日本国内の中学校又は高等学校において、2年以上の勤務経験がある者
    - ②民間企業、研究機関等において、3年以上の英語を使用した実務経験を有する者
  3. 教員の職務を行うにあたり必要とされる日本語運用能力を有する者

### (3) 実技試験を行う教科等の変更

- ・受験区分「小学校教諭等」及び「特別支援学校教諭等（小学部）」の理科実技を廃止する。
- ・受験区分「中学校教諭等及び高等学校教諭等」及び「特別支援学校教諭等（中学部・高等部）」の理科、農業、工業、商業における実技試験を廃止する。

※試験についての詳細は、令和8年4月に公表予定の「令和9年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験実施案内」で確認願います。